六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第一項第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第七号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪	七項（第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の五第一項、第六十六条の三十一第一項、第六十六条の五十四第一項及び第百五十六条の五十五第一項に係る部分に限る。）、第二号（第三十一条の三及び第六十六条の六に係る部分に限る。）若しくは第四号（第三十六条の二第三項及び第六十六条の八第三項に係る部分に限る。）又は第二百六条第二号（第百四十九条第二項前段（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）及び第百五十五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第百五十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第百五十六条の二十の十一及び第百五十六条の二十の十一第二項に係る部分に限る。）若しくは第十号（第百五十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪
［九～六十　略］	［九～六十　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

この規則は、金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年五月一日）から施行する。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

人事院公示第14号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成10年人事院公示第16号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年４月25日　　人事院総裁　川本　裕子

1　次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
1　（略）	1　（略）
2　委任する権限及び所掌事務	2　委任する権限及び所掌事務
一・二　（略）	一・二　（略）
三　規則第14条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。	（新設）
四　規則第14条第１項第１号の規定に基づき、人事院が定めることとされている制度又は措置及び事項について定めること。	（新設）
五　規則第14条第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項及び期間について定めること。	（新設）
六　規則第14条第２項第１号の規定に基づき、人事院が定めることとされている制度又は措置及び事項について定めること。	（新設）
七　規則第15条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている方法、制度又は措置、事項及び措置について定めること。	三　規則第14条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている方法、制度又は措置、事項及び措置について定めること。
八　規則第15条第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。	四　規則第14条第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。
九　規則第16条第１項第３号の規定に基づき、人事院が定めることとされている措置について定めること。	五　規則第15条第１項第３号の規定に基づき、人事院が定めることとされている措置について定めること。
十　規則第17条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。	六　規則第16条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。
3　（略）	3　（略）

2　この決定による改正は、令和７年10月１日から効力を発生する。